

令和6年2月定例教育委員会次第

日時：令和6年2月27日（火）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|------------------------------------|------------|
| 第46号議案 | 令和6年度定期人事異動内申について | (学校教育課) |
| 第47号議案 | 犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則の廃止について | (学校教育課) |
| 第48号議案 | 犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第49号議案 | 犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第50号議案 | 犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止について | (子ども未来課) |
| 第51号議案 | 犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部改正について | (学校教育課) |
| 第52号議案 | 犬山市家庭児童相談室規程の廃止について | (子ども未来課) |
| 第53号議案 | 犬山市児童厚生施設運営委員会規程の廃止について | (子ども未来課) |
| 第54号議案 | 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について | (学校教育課) |
| 第55号議案 | 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について | (子ども未来課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|------|-----------------------------|-----------|-------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和6年度地域未来塾実施について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | ヤングケアラー実態調査の報告について | (子ども未来課) | No.4 |
| (5) | 病児保育事業について | (子ども未来課) | No.5 |
| (6) | 3月・4月行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) | 令和6年度年間計画について | (学校教育課) | No.7 |
| (8) | 「犬山の教育施策2024 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.8 |
| (9) | 議会の議決を経るべき事件について | (教育部) | No.9 |
| (10) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.10 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第46号議案

令和6年度教職員定期人事異動内申（案）について

令和6年度犬山市教職員定期人事異動内申（案）は、別紙の通りです。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

（説明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和6年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申（案）の承認をしていただく必要があるからです。

令和6年2月定例教育委員会

令和6年度定期人事異動内申（案）について

※ 令和6年度 定期人事異動について

○ 令和5年度退職者について（5名）

- ① 定年退職者 0名
- ② 勸奨退職者 0名
- ③ 自己都合退職者 4名 校長 1名 教頭 1名 教諭 2名
- ④ 免職者 1名 教諭 1名

○ 令和6年度新規採用者等について

- ① 新任校長 4名
- ② 新任教頭 4名
- ③ 新規採用 12名 内養護教諭1名

○ 令和6年度（市内での異動と他市町からの転入）

- ① 校長 3名
- ② 教頭 1名
- ③ 教諭（養護教諭を含む） 38名
 - 小学校 教諭 24名
 - 中学校 教諭 14名
- ④ 事務職員 7名
- ⑤ 栄養教諭・学校栄養職員 4名
- ⑥ 再任用 3名

犬山市教育委員会第47号議案

犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則の廃止について

犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則を廃止する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、公立学校職員結核性疾患取扱規則を廃止するため必要があるからである。

犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則を廃止する規則

犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則（昭和29年教委規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犬山市教育委員会第48号議案

犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山城防災対策検討委員会委員名簿（案）

（任期：令和6年3月1日から令和7年4月30日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	委員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
2	委員	西形 達明	関西大学名誉教授	
3	委員	森山 修治	日本大学工学部教授	
4	委員	千田 嘉博	名古屋市立大学教授	新規

（1）設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する。
- ・犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城防災対策検討委員会を置く。
- ・犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災、防犯及びその対策に関する事項について調査し、又は審議する。
- ・委嘱期間は審議期間とする。
- ・委員会の委員は学識経験者から教育委員会が委嘱する。
- ・犬山城管理委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- ・委員会は委員長が招集する。

（2）委員会の開催について

- ・年3回程度開催

（3）本委員会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第49号議案

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、様式の見直しのため必要があるからである。

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部を改正する規則

(犬山市勤労青少年ホーム管理規則の一部改正)

第1条 犬山市勤労青少年ホーム管理規則（昭和49年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第3条関係)

犬山市勤労青少年ホーム利用許可書 年 月 日 申請者 団体名 住 所 フリガナ氏名 電話番号 様	
利用施設 (該当施設を○ で囲むこと)	1階 料理講習室、軽運動場 2階 講習室1、講習室2 3階 和室、会議室
利用日時 (準備及び後片付け の時間を含む。)	年 月 日 (曜日) 午 前 時 ~ 午 前 時 まで 後 後
利用の 目的・内容	
利用予定人員	
利用する 附属設備	
利用責任者	住所
	フリガナ氏名 電話番号
上記のとおり、犬山市勤労青少年ホームの利用を許可します。 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟	
利用上の注意	

(犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2（第3条関係）

犬山市学習等供用施設利用許可書			
		年 月 日	
		申請者 団体名	
		住 所	
		氏 名	様
		電 話 (-)	
利用の目的			
利用施設名			
利用の日時	月 日 () 午 時 分から 午 時 分まで		
利用人員	名		
利用場所	集会室・学習室・休養室・保育室		
責任者	住所 氏名 電話番号	(-)	
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	
摘 要			
<p>上記のとおり、犬山市学習等供用施設の利用を許可します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">犬山市教育委員会 ㊟</p>			
利用上の注意			

(犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正)

第3条 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第3条関係)

犬山市立学校照明設備利用許可書 住 所 申請者 氏 名 電 話 様	
利 用 目 的	
利 用 学 校 名	学 校
利 用 日 時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
利 用 人 員	名
試合練習の別	試 合 ・ 練 習
責 任 者	住 所
	氏 名
	電 話
	勤 務 先
	電 話
使 用 料	円
許 可 番 号	
摘 要	
上記のとおり利用を許可します。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟ </div>	
利用上の注意	

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第7条関係)

犬山市民文化会館利用許可書														
							第	号						
							年	月	日					
申請者 住 所 (所在地)														
氏 名 (名 称)														
(代表者)														
電 話														
利用日時	開 始	年 月 日 (曜日)					午	前	時	分				
	終 了	年 月 日 (曜日)					午	前	時	分				
行事の名称							参加人員		名					
行事の内容														
利用施設 附属設備等	1	大ホール			円	7	浴室1		円					
	2	楽 屋1			円	8	浴室2		円					
	3	楽 屋2			円	9	練習室1		円					
	4	楽 屋3			円	10	練習室2		円					
	5	楽 屋4			円	11	練習室3		円					
	6	リハーサル室			円	12	附属設備 (別紙)		円					
使 用 料		No.1~No.12 倍率 () 円 × () =			円	納入年月日								
利用責任者		住 所												
		氏 名			電 話									
入 場 方 法		1	指定席		2	自由席		利 用 時 間 等		回 数	1 回 目		2 回 目	
入 場 料 等		3	無 料		2	有 料				開 場 時 刻	午 前 時 分		午 前 時 分	
		料		席 前 売 (円)		当 日 売 (円)		開 演 時 刻	午 前 時 分		午 前 時 分		午 前 時 分	
				S					終 了 時 刻	午 前 時 分		午 前 時 分		午 前 時 分
		金		A					参集人員		人		人	
				B										
		備 考												
上記のとおり、市民文化会館の利用を許可します。														
年 月 日														
犬山市長														
														

様式第4を次のように改める。

様式第4（第8条関係）

犬山市民文化会館利用変更許可書					
					第 号 年 月 日
申請者 住 所 (所在地)					
ふりがな 氏 名 (名 称)					
(代表者) 様					
電 話					
利用許可番号	第 号				
利用許可年月日	年 月 日				
行 事 の 名 称					
変 更 内 容	区 分	変 更 前		変 更 後	
	利 用 日 時	年 月 日 午 ^前 後 時 分 から 年 月 日 午 ^前 後 時 分 まで		年 月 日 午 ^前 後 時 分 から 年 月 日 午 ^前 後 時 分 まで	
	利 用 施 設 附 属 設 備 等				
変 更 理 由					
使 用 料 精 算 額	既納付使用料	還付金額	追加使用料	合計使用料	納入年月日
	円	円	円	円	. .
備 考					
上記のとおり、市民文化会館の利用変更を許可します。					
年 月 日					
犬山市長					
⑩					

様式第 8 を次のように改める。

様式第 8 (第 1 4 条関係)

犬山市民文化会館使用料免除許可書	
第 年 月 日 号	
申請者 住所 (所在地) 氏 名 (名 称) (代表者) 様 電 話	
利 用 日 時	開 始 年 月 日 (曜日) 午 前 後 時 分
	終 了 年 月 日 (曜日) 午 前 後 時 分
免 除 理 由	
免 除 申 請 額	円
免 除 額	円
利 用 内 容	
備 考	
<p>上記のとおり、市民文化会館使用料の免除を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">犬山市長 印</p>	

(犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第5条関係)

犬山市公民館利用許可書				第 年 月 日
申請者		住所 (団体名)		
		ふりがな		
		氏 名		様
		電 話 番 号		
利 用 施 設	館 名	公民館		
	室 名			
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 ^前 後 時 分から			
	年 月 日 (曜日) 午 ^前 後 時 分まで			
利 用 の 目 的・内 容				
利 用 予 定 人 員	人	区 分	市内・市外	
利 用 附 属 設 備				
入 場 料 等 徴 収 の 有 無	有 (円)・無	商 業 的 宣 伝 等 の 有 無	有・無	
利 用 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
使 用 料	円	納 入 年 月 日	年 月 日	
許 可 条 件				
<p>上記のとおり、犬山市公民館の利用を許可します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟</p>				
利 用 上 の 注 意				

様式第4中「第10条」を「第11条」に改める。

様式第5中「第11条」を「第12条」に改める。

(犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第5条関係)

<p>犬山市武道館利用許可書</p> <p style="margin-top: 20px;">住所又は団体名</p> <p style="margin-top: 10px;">申請者 氏 名 様</p> <p style="margin-top: 10px;">電話番号</p>			
利 用 日 時	月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 午後		
利 用 区 分			
利 用 目 的			
利用予定人員			
利 用 責 任 者	住 所		
	氏 名		
使 用 料	団体使用料	電灯使用料	合 計
	円	円	円
上記のとおり、武道館の利用を許可します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟ </div>			

(犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第5条関係)

犬山市弓道場利用許可書 住所又は団体名 申請者 氏 名 様 電話番号			
利 用 日 時	月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後		
利 用 区 分			
利 用 目 的			
利 用 予 定 人 員			
利 用 者 責 任 者	住 所		
	氏 名		
使 用 料	団 体 使 用 料	電 灯 使 用 料	合 計
	円	円	円
上記のとおり、弓道場の利用を許可します。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟ </div>			

(犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第4条関係)

犬山市野外活動センター利用許可書			
		申請者 住所 氏名 電話 団体名	様
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		
利用人員	大人 人 / 小人 人	合計 人	泊 日
利用目的			
利用施設	利用区分 <small>※該当番号を○で囲む</small>	施設別利用時間	使用料
	1 研修室	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
	2 会議室	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
	3 炊事棟	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
	4 キャンプ場	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
5 グラウンド・ゴルフ場	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
利用備品	1 テント__張 / 2 毛布__枚 / 3 炊飯用具__式 / 4 グラウンド・ゴルフ用具__式		円
利用責任者	住所		合計 納付額 円
	氏名		
	電話		
備考			許可No.
上記のとおり犬山市野外活動センターの利用を許可します。 <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟ </div>			

(犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第 1 (第 3 条関係)

犬山市体育センター利用許可申請書	
年 月 日	
犬山市教育委員会	
申請者 住 所 氏 名 電話番号	
次のとおり犬山市体育センターを利用したいので申請します。	
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	月 日 (曜日) 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
施 設 等	全面・半面・卓球台 台 (当日申込みの場合)
利 用 人 員	人
責 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
※使 用 料	円
※許 可 番 号	
備 考	

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式第2（第4条関係）

犬山市体育センター利用許可書	
申請者 住 所 氏 名 電話番号	
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	月 日 (曜日) 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
施 設 等	全面・片面・卓球台 台 (当日申込みの場合)
利 用 人 員	人
責 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
使 用 料	円
許 可 番 号	
備 考	
上記のとおり、犬山市体育センターの利用を許可します。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 犬山市教育委員会 ㊟ </div>	
利用上の注意	

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第50号議案

犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の
廃止について

犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止
する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、機構改革に伴い、規則を廃止する必要があるからである。

犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等を
廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第4号）
- (2) 犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第5号）
- (3) 犬山市児童発達支援事業実施施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第6号）
- (4) 犬山市子ども・子育て支援法施行細則（平成28年教育委員会規則第7号）
- (5) 犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）
- (6) 犬山市立認定こども園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第9号）
- (7) 犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第10号）
- (8) 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）
- (9) 犬山市要保護児童対策協議会規則（平成29年教育委員会規則第25号）
- (10) 犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則（令和3年教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第51号議案

犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部改正について

犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度機構改革のため必要があるからである。

犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部を改正する規則

(犬山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正)

第1条 犬山市教育委員会教育長事務委任規則（昭和31年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（事務の委任）」を付し、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「教育事務」を「教育事務（犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和6年教育委員会規則第1号）に基づき市長の補助機関である職員をして補助執行させる事務を除く。）」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第2条に見出しとして「（教育委員会への報告）」を付する。

第3条に見出しとして「（重要又は異例の事態の処理）」を付する。

(犬山市図書館協議会規則の一部改正)

第2条 犬山市図書館協議会規則（平成2年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育部文化スポーツ課」を「教育部文化推進課」に改める。

(犬山市教育委員会事務局規則の一部改正)

第3条 犬山市教育委員会事務局規則（平成21年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会事務局」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 教育部に学校教育課、文化推進課、スポーツ交流課及び歴史まちづくり課を置く。

第3条第1項第1号中カを削り、キをカとし、クをキとし、ケ及

びコを削り、サをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 私立高等学校等授業料補助金に関すること。

第3条第1項第1号中シをコとし、スをサとし、セを削り、ソをシとし、タからナまでをスからツまでとし、同項第2号アからハマまで以外の部分を次のように改める。

文化推進課

第3条第1項第2号タを次のように改める。

タ その他生涯学習、文化芸術及び図書館に関すること。

第3条第1項第2号チからハマまでを削り、同項第4号を削り、同項第3号サ及びシを削り、同号コ中「保護」を「保存」に改め、同号コを同号シとし、同号ケを同号サとし、同号クを同号コとし、同号キ中「名勝木曾川」を「史跡、名勝及び天然記念物」に改め、同号中キをケとし、カの次に次のように加える。

ク 埋蔵文化財に関すること。

第3条第1項第3号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 文化財保存活用地域計画の推進に関すること。

第3条第1項第3号スを次のように改める。

ス 文化史料館、青塚古墳史跡公園その他の歴史文化施設に関すること。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) スポーツ交流課

ア スポーツの普及及び振興に関すること。

イ 各種スポーツ大会及びスポーツ活動の実施及び支援に関すること。

ウ 国内外の都市とのスポーツ交流に関すること。

エ スポーツ表彰に関すること。

オ スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関すること。

カ スポーツ団体に関すること。

キ 学校体育施設の開放に関すること。

ク スポーツ振興基金に関すること。

ケ 社会体育施設の設置及び廃止に関すること。

コ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設に関すること。

サ その他社会体育に関すること。

第5条第4項中「・指導」を「及び指導」に改める。

(犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則の一部改正)

第4条 犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則(平成29年教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第4条第1項中「審議会は、会長」を「審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長」に、「存在しないときの審議会は、市長」を「在任しないときの会議は、教育委員会」に改め、同条第4項中「審議会」を「会議」に改め、同条第5項中「出席」を「会議への出席」に改める。

第5条中「教育部文化スポーツ課」を「教育部文化推進課」に改める。

(犬山市民展審査会規則の一部改正)

第5条 犬山市民展審査会規則(平成29年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「存在しない」を「在任しない」に改め、同条第4項中「審査会」を「会議」に改め、同条第5項中「出席」を「会議への出席」に改める。

第5条中「教育部文化スポーツ課」を「教育部文化推進課」に改める。

(犬山市社会教育審議会規則の一部改正)

第6条 犬山市社会教育審議会規則(平成29年教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その職務を代理する者」を「副会長」に、「教育委員会」を「犬山市教育委員会」に改め、同条第3項中「会議」を「審議会」に、「開く」を「、会議を開く」に改め、同条第5項中「会議」を「審議会」に、「出席」を「会議への出席」に改める。

第5条中「教育部文化スポーツ課」を「教育部文化推進課」に改める。

(犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則の一部改正)

第7条 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則（平成30年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第1号中「犬山市教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第4条第1項中「審査会は、必要」を「審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要」に、「存在しないときの審査会」を「在任しないときの会議」に改め、同条第3項中「審査会」を「会議」に改め、同条第4項中「出席」を「会議への出席」に改める。

第6条中「教育部文化スポーツ課」を「教育部文化推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○大山市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（事務の委任）</p> <p>第1条 大山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7）～（9） 略</p> <p>（教育委員会への報告）</p> <p>第2条 略</p> <p>（重要又は異例の事態の処理）</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 1件2,000万円を超える財産の取得を申し出ること。</p> <p>（8） 1件2,000万円を超える工事の計画に関すること。</p> <p>（9）～（11） 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p>

○大山市図書館協議会規則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（庶務）</p> <p>第4条 協議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第4条 協議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。</p>

○大山市教育委員会事務局規則の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、大山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2. 教育部に学校教育課、文化推進課、スポーツ交流課及び歴史まちづくり課を置く。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、教育委員会事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2. 教育部に学校教育課、文化スポーツ課、歴史まちづくり及び子ども未来課を置く。</p>

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>3 略 (事務分掌) 第3条 略 (1) 略 ア～オ 略 カ及びキ 略 ク 略 ケ 私立高等学校等授業料補助金に関すること。 コ及びサ 略 シ～ツ 略 (2) 文化推進課 ア～ソ 略 タ その他生涯学習、文化芸術及び図書館に関すること。 (3) スポーツ交流課 ア スポーツの普及及び振興に関すること。 イ 各種スポーツ大会及びスポーツ活動の実施及び支援に関すること。 ウ 国内外の都市とのスポーツ交流に関すること。 エ スポーツ表彰に関すること。</p>	<p>3 略 (事務分掌) 第3条 略 (1) 略 ア～オ 略 カ 公立学校共済組合に関すること。 キ及びク 略 ケ 要保護及び準要保護に関すること。 コ 私学助成に関すること。 サ 略 シ及びス 略 セ 地域の教育力の活用の指遵に関すること。 ソ～士 略 (2) 文化スポーツ課 ア～ソ 略 タ スポーツの普及及び振興に関すること。 チ 各種スポーツ大会及びスポーツ活動の実施及び支援に関すること。 ツ 国内外の都市とのスポーツ交流に関すること。 テ スポーツ表彰に関すること。 ト スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関すること。 ナ スポーツ団体に関すること。 ニ 学校体育施設の開放に関すること。 ヌ スポーツ振興基金に関すること。 ネ 社会体育施設の設置及び廃止に関すること。 ノ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設に関すること。 ハ その他生涯学習、文化芸術、図書館及び社会体育に関すること。</p>

新 (改正後)

旧 (改正前)

オ スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関すること。
 カ スポーツ団体に関すること。
 キ 学校体育施設の開放に関すること。
 ク スポーツ振興基金に関すること。
 ケ 社会体育施設の設置及び廃止に関すること。
 コ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設に関すること。
 サ その他社会体育に関すること。
 ア 略
 イ 文化財保存活用地域計画の推進に関すること。
 ウ 略
 エ 埋蔵文化財に関すること。
 オ 史跡、名勝及び天然記念物の現状変更申請に関すること。
 カ 及びサ 略
 キ 文化財建造物の保存及び活用に関すること。
 ク 略
 ケ 文化史料館、青塚古墳史跡公園その他の歴史文化施設に関すること。
 コ 及びソ 略

(3) ア 略
 イ 略
 キ 名勝木曽川の現状変更申請に関すること。
 ク 及びケ 略
 コ 文化財建造物の保護及び活用に関すること。
 サ 文化史料館の管理及び運営に関すること。
 シ 青塚古墳史跡公園の維持管理に関すること。
 ス 磨崖塚史跡公園の維持管理に関すること。
 セ 及びソ 略
 (4) 子ども未来課
 ア 児童福祉に関すること。
 イ 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
 ウ 児童厚生施設に関すること。
 エ 放課後児童健全育成事業に関すること。
 オ 家庭児童相談室に関すること。
 カ 児童発達支援事業及び施設に関すること。
 キ 児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
 ク 子育て支援に関すること。
 ケ 要保護児童に関すること。
 コ 配偶者からの暴力の防止に関すること。
 サ 児童及び母子関係諸団体に関すること。
 シ 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>ス 利用者負担額の決定に関する<u>こと</u>。 セ 保育所の入退所並びに認定こども園及び犬山幼稚園の入退園に関する<u>こと</u>。 ソ 保育の実施及び運営に関する<u>こと</u>。 タ 保育所、認定こども園及び犬山幼稚園の整備及び維持管理に関する<u>こと</u>。 壬 私立の保育所及び幼稚園並びに無認可保育所に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 略 (職務) 第5条 略 2及び3 略 4 主幹は、上司の命を受けて特定事務を処理し、懸案事項の助言及び指導を行う。 5～7 略</p>	<p>ス 利用者負担額の決定に関する<u>こと</u>。 セ 保育所の入退所並びに認定こども園及び犬山幼稚園の入退園に関する<u>こと</u>。 ソ 保育の実施及び運営に関する<u>こと</u>。 タ 保育所、認定こども園及び犬山幼稚園の整備及び維持管理に関する<u>こと</u>。 壬 私立の保育所及び幼稚園並びに無認可保育所に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 略 (職務) 第5条 略 2及び3 略 4 主幹は、上司の命を受けて特定事務を処理し、懸案事項の助言・指導を行う。 5～7 略</p>

○犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則の一部改正のための新旧対照表 (第4条関係)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(委員) 第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>犬山市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」という。)が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略 (招集及び議事) 第4条 審議会の会議 (以下この条において「<u>会議</u>」という。)は、<u>会長が招集する</u>。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときは、<u>教育委員会</u>が招集する。 2及び3 略 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>教育部文化推進課</u>において行う。</p>	<p>(委員) 第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略 (招集及び議事) 第4条 審議会は、<u>会長が招集する</u>。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、<u>市長が招集する</u>。 2及び3 略 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>教育部文化スポーツ課</u>において行う。</p>

○犬山市民展審査会規則の一部改正のための新旧対照表 (第5条関係)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会の会議 (以下「会議」という。) は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、教育部文化推進課において行う。</p>	<p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会の会議 (以下「会議」という。) は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 及び3 略</p> <p>4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。</p>

○犬山市社会教育審議会規則の一部改正のための新旧対照表 (第6条関係)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、犬山市教育委員会が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 略</p> <p>5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。</p>	<p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 略</p> <p>5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。</p>

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則の一部改正のための新旧対照表 (第7条関係)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(委員)</p> <p>第2条 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が委嘱する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p>

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(1) 教育委員会の委員 (2) 略 (招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>教育部文化推進課</u>において行う。</p>	<p>(1) 犬山市教育委員会の委員 (2) 略 (招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの審査会は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>教育部文化スポーツ課</u>において行う。</p>

犬山市教育委員会第52号議案

犬山市家庭児童相談室規程の廃止について

犬山市家庭児童相談室規程を廃止する訓令を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、機構改革に伴い、規程を廃止する必要があるからである。

犬山市家庭児童相談室規程を廃止する訓令

犬山市家庭児童相談室規程（平成28年教育委員会訓令第1号）
は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第53号議案

犬山市児童厚生施設運営委員会規程の廃止について

犬山市児童厚生施設運営委員会規程を廃止する訓を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、機構改革に伴い、規程を廃止する必要があるからである。

犬山市児童厚生施設運営委員会規程を廃止する訓

犬山市児童厚生施設運営委員会規程（平成28年教育委員会訓第2号）は、廃止する。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第54号議案

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和6年度機構改革のため必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓

犬山市教育委員会事務局決裁規程（昭和55年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ス並びに同条第2号ト及びナ中「支出負担行為決議」を「支出負担行為」に改め、同条第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条第4号を次のように改める。

(4) 文化推進課長専決事項 公民館、図書館、学習等供用施設、市民文化会館その他の社会教育施設の利用に関する事。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) スポーツ交流課長専決事項

ア 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設の利用に関する事。

イ 学校体育施設の開放及び学校体育施設の照明の利用に関する事。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

○犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(専決事項) 第2条 略 (1) ア～シ 略 ス 支出負担行為及び支出命令に関すること。 セ 略 (2) ア～テ 略 ト 1件300万円以下の財産の取得並びに工事の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ナ トで定めるもののほか、1件100万円以下の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ニ及びヌ 略 (3) ア 略 イ～エ 略 (4) 文化推進課長専決事項 公民館、図書館、学習等供用施設、市民文化会館その他の社会教育施設の利用に関すること。 (5) スポーツ交流課長専決事項 ア 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設の利用に関すること。 イ 学校体育施設の開放及び学校体育施設の照明の利用に関すること。 (6) 略</p>	<p>(専決事項) 第2条 略 (1) ア～シ 略 ス 支出負担行為決議及び支出命令に関すること。 セ 略 (2) ア～テ 略 ト 1件300万円以下の財産の取得並びに工事の支出負担行為決議及び支出命令に関すること。 ナ トで定めるもののほか、1件100万円以下の支出負担行為決議及び支出命令に関すること。 ニ及びヌ 略 (3) ア 略 イ 学校共済組合に関すること。 ウ～オ 略 (4) 文化スポーツ課長専決事項 ア 公民館、図書館、学習等供用施設、市民文化会館その他の社会教育施設の利用に関すること。 イ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設の利用に関すること。 ウ 学校体育施設の開放及び学校体育施設の照明の利用に関すること。 (5) 略 (6) 子ども未来課長専決事項 ア 児童手当の支給資格の認定に関すること。 イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく手当支給資格</p>

新 (改正後)	旧 (改正前)
	<p>認定申請に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 遺児手当の受給資格認定に関する<u>こと。</u></p> <p>エ 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する<u>こと。</u></p> <p>オ 利用者負担額の決定に関する<u>こと。</u></p> <p>カ 保育所、認定こども園及び犬山幼稚園の入退園の決定及び保育料等の徴収に関する<u>こと。</u></p> <p>キ 保育士及び幼稚園教諭の指導に関する<u>こと。</u></p> <p>ク 保育所、認定こども園及び犬山幼稚園の諸行事に関する<u>こと。</u></p> <p>ケ 児童クラブの入退会の決定及び利用手数料の徴収に関する<u>こと。</u></p> <p>コ 児童及び母子関係諸団体の連絡及び育成指導に関する<u>こと。</u></p>

犬山市教育委員会第55号議案

犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

犬山市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、機構改革に伴い、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）」を「犬山市立保育園条例施行規則（令和6年規則第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(預かり保育の利用手続)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の預かり保育確認票の様式は、犬山市立保育園条例施行規則(令和6年規則第 号)様式第8に準ずるものとする。</p>	<p>(預かり保育の利用手続)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の預かり保育確認票の様式は、犬山市立保育園条例施行規則(平成28年教育委員会規則第8号)様式第8に準ずるものとする。</p>